

# 札幌市立盤溪小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月施行

令和5年6月改訂

## 1 はじめに

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「札幌市立盤溪小学校いじめ対策基本方針」を策定している。

このたび、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴い、「札幌市立盤溪小学校いじめ対策基本方針」を策定した。

## 2 基本的コンセプト

- ◎全教職員で、いじめについての認識の共通理解を図る
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 児童、教職員の人権感覚を高める
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組める校内組織体制を確立する
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める

## 3 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。  
(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

具体的には以下のような行為として表われる。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。(ゲームカードやお菓子なども含む)
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等  
(文部科学省「いじめに関する調査」における「いじめの態様」より一部加筆)

## 4 いじめを未然に防止するために

### <学校組織として>

- ◆『いじめ防止対策委員会』の設置  
校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター 養護教諭  
担任、SC、SSWにより組織  
(必要に応じてその他の人材も)
- ◆子どもの意見表明の重視
- ◆児童や保護者対象のネットモラル  
研修などの実施
- ◆全教育活動を通じた、いじめは絶対  
許さない土壌づくり
- ◆いじめについての共通理解を深め  
る研修会や校長講話の実施
- ◆どんぐり活動を通じた豊かな人間  
性の育成

### <学級担任として>

- ◆お互いを認め合い、帰属意識もてる学級経営を  
目指す。(学級経営案)
- ◆わかる授業、楽しい授業を実践し、学習に対  
する達成感、成就感をもたせる。
- ◆思いやりや命の大切さを学ぶ道徳の授業や学  
級指導の場を設ける。
- ◆道徳教育を中心とした心の教育の充実を図  
る
- ◆児童一人一人の変化に気づく鋭敏な目をもつ  
とともに自己の人権意識を高め言動を振り返  
る。
- ◆いじめの構造やいじめ問題の対応などにつ  
いて学び、指導の充実を図る。
- ◆見て見ぬふりもいじめであり、先生や友達  
に知らせることが大切だという風土を育てる。

## 5 いじめを早期に発見するために

- ◆いじめ実態把握アンケートの実施

・児童学校生活アンケート=6月頃 =分析・面談

・市教委いじめアンケート=11月 =集計・個別面談

・児童アンケート=12月 =集計・個別面談

- ◆全教職員で、子どもを見守り気付いたことを交流する場を日常的に設ける。
- ◆問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚へ協力を求める意識付けを行う。
- ◆学級懇談や個人懇談以外にも保護者との情報交換・情報共有を行う。

### <早期発見のためのサイン>

**いつもとちがう、なんだかおかしい ⇒ サインを見逃さない**

#### 【学 校】

- ・持ち物が頻繁になくなる。
- ・いやな仕事を押し付けられる。
- ・担任の周りをうろうろする。
- ・一人でぼつんとしている。
- ・教師が話しかけても無視をする。
- ・失言や失敗を笑われる。
- ・頻繁に保健室へ行く。
- ・表情がなくなる。 など

#### 【家 庭】

- ・腹痛や頭痛を訴え、登校を渋る。
- ・転校したい、学校に行きたくない。と言う。
- ・情緒が不安定になる。
- ・物がなくなっても「別に」と言う。
- ・突然成績が下がる。
- ・携帯電話等に嫌がらせメールがある。
- ・熟睡していない。
- ・金品を勝手に持ち出す。 など

## 6 いじめを把握した場合の対処の流れ

### (1) 事実関係の確実な把握

- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- 関係する全ての児童に対して聴き取りを行う。
- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- 起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

### (2) いじめられた児童の安全・安心を確保

- いじめられた児童が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

### (3) いじめた児童等への解決に向けた働きかけ

#### ①いじめた児童生徒への指導・対応

- いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

#### ②周りの児童への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

### (4) 保護者への対応

- いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

### (5) 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

### (6) いじめの重大事態が発生した場合の対応

- 学校から市教委に重大事態の発生を報告し、質問紙や聞き取り等による調査を実施する。
- 調査結果をいじめられた児童及び保護者に対し提示し、必要に応じて再調査を実施する。

## 7 いじめの解消

- ◆ 「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ◆ 「いじめが解消している状態」とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。
- ◆ いじめの被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- ◆ 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 8 いじめの再発防止

- (1) 事実関係に基づき、状況に応じて適切な方法で関係する保護者に事実に基づいて説明を行い再発防止への協力を要請する。
- (2) いじめた子どもの保護者にも、事実関係を正確に伝え理解を得たうえで、被害家庭への謝罪など、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。子どもの抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し再発防止に努める。
- (3) いじめが解決したと思われた後も、子どもの様子を把握し、必要な支援を行う。また、定期的に学校と関係する保護者が情報交換を行い、いじめの再発がないか注意深く対応して再発防止に努める。
- (4) PDCAサイクルに則った評価を実施し、マニュアルの見直しなど、その時々状況にあった新しい体制、対応を常に考えていく。

### 【参考資料】

- 1 生徒指導第14集 第三版「いじめ問題への対応」(平成27年4月発行 札幌市教育委員会)
- 2 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日 文部科学省)
- 3 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和元年6月 札幌市・札幌市教育委員会)

## 【いじめへの対処の流れ】

※いじめの疑いのある情報を把握した場合は、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、「いじめ防止対策委員会」により、次の1～6の対応を速やかに行う。

